

指定給水装置工事事業者の更新制度の導入について

令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。

これにより、指定の有効期間が従来の「無期限」から「5年間」となるため、有効期間内での更新手続きが必要となります。

なお、すでに指定を受けている指定給水装置工事事業者は、指定を受けた時期によって、下表のとおり「初回更新までの有効期間」が異なります。

指 定 を 受 け た 時 期	初回更新までの有効期間	更新対象事業者
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで	指定番号 1～21
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで	指定番号 22～52
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで	指定番号 53～70
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで	指定番号 71～86
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで	指定番号 87～103

初回の更新手続きについて

初回の更新については、更新対象の指定給水装置工事事業者に対して、個別に通知を郵送しますので、別に指定する期日までに手続きをお願いします。

なお、名称や住所などの変更手続きをしていなかったことにより、通知が「宛先不明」で不着となった場合、再通知や電話連絡はいたしませんので、ご注意ください。

また、有効期間内に更新を受けない場合は、指定の効力を失い、自動的に指定給水装置工事事業者ではなくなります。

【指定更新の基準】

指定更新の基準は、新規指定と同様です。

- 1 給水装置主任技術者が選任されていること。
- 2 給水装置工事を行うための機械器具を保有していること。
- 3 清川村指定給水装置工事事業者規則で規定された欠格要件に該当しない者であること。

【指定更新申請に必要な書類】

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 2 機械器具調書
- 3 誓約書
- 4 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書
- 5 定款又は寄付行為（法人の場合）
- 6 登記事項証明書（法人の場合）
- 7 住民票の写し（個人の場合）
- 8 指定給水装置工事事業者証（原本）

【指定更新手数料】

1件につき5,000円（非課税）